

## 高知県新しい公共支援基金事業運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 国の「新しい公共支援事業実施要領（平成23年2月16日制定。）」（以下、「実施要領」という。）に基づき実施する「高知県新しい公共支援基金事業」（以下「支援事業」という。）の審査や実施状況の把握、及び実施に関する助言等を行うことを目的として、「高知県新しい公共支援基金事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 運営委員会は、実施要領第5の4(5)に掲げる次の事務を所掌する。

- (1) 支援事業に関する基本方針、事業計画及び成果目標の検討
- (2) 県が委託する事業における中間支援組織からの提案の選定
- (3) 支援対象者及び支援対象者が実施する事業の選定
- (4) 実施要領第5の2(5)のモデル事業の選定等
- (5) 各事業の進捗状況の把握と評価
- (6) 支援事業の効果を高めるための検討及び指導・助言等
- (7) 支援事業に関する国への要請及び国からの要請等への対応
- (8) (2)から(4)の選定における選定基準の検討
- (9) その他必要な事項

### (組織)

第3条 運営委員会は、高い見識を有し、公平・中立的な立場から運営委員会の審議に貢献できる者の中から、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年9月30日までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合、必要に応じて後任の委員を委嘱する。

### (運営)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時はその職務を代理する。
- 5 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 6 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (部会)

第5条 運営委員会は、特定の事項について専門的に協議をする必要があると認めたときは、部会を置くことができる。

2 委員長は、部会に属すべき委員の数を定め、指名する。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、文化生活部県民生活・男女共同参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めることのほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行する。